

令和7年度 幸手市特別職報酬等審議会（第3回）次第

日 時 令和7年11月20日（木）

午後3時

場 所 第二庁舎 第1会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

（1）答申書（案）について

（2）その他

4 閉会

幸特報第 号  
令和7年●●月●●日

幸手市長 木村 純夫 様

幸手市特別職報酬等審議会  
会長 坂庭 正浩

幸手市特別職職員の報酬等の額について（答申）  
令和7年10月2日付け、幸庶発第180号にて諮問のありました標記の件  
につきまして、別添のとおり答申します。

## 答 申 書 (案)

令和7年10月2日、幸手市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮問を受けた幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次のとおり改定することが適当と認める。

### 1 報酬及び給料の額

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 議 長                  | 436,000円 |
| 副 議 長                | 385,000円 |
| 常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長 | 368,000円 |
| 議 員                  | 356,000円 |
| 市 長                  | 844,000円 |
| 副 市 長                | 731,000円 |
| 教 育 長                | 699,000円 |

### 2 実施時期

令和8年4月1日

### 3 答申理由

別紙のとおり

## 別 紙

### 1 はじめに

近年、深刻化する人口減少・少子高齢化の進展、複雑化・高度化する行政需要、物価上昇や民間賃金の動向等、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。このような状況下において、市民の負託に応える質の高い市政運営と議会活動を維持・向上させるためには、特別職（市長・副市長・教育長）及び議会議員の職責に見合った適正な処遇を確保することが重要である。

このような中、令和7年10月2日、市長から諮問された「幸手市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は適正であるかどうか」について、同日、10月23日及び11月20日の3日間にわたり、市民の代表である各委員は、公平不偏の立場を堅持しつつ、県内の市の状況並びに関東圏の類似団体等の状況、物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢も考慮のうえ、厳正かつ慎重に審議を重ね、次のような結論に達した。

### 2 改定の必要性について

前回の平成29年4月の改定から約8年余りが経過し、行政を取り巻く社会情勢は変化を続け、複雑かつ多様化する住民の行政需要に応えるべく、市は様々な施策に取り組んでいるところである。

二元代表制である、市長と議員で構成される議会の職務内容は、高度化、複雑化の一途をたどっており、果たすべき職責が大変重いことから、給料の額や報酬の額の水準は、適正に保たれる必要がある。

現行の特別職の報酬額等は、平成28年度に開催された審議会で答申された報酬額等を平成29年4月1日から適用しており、それ以降、審議会の開催がされていない状況である。

議員等の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、埼玉県内の同規模団体（10団体）、関東圏内の類似団体（6団体）における議員等の報酬の平均値と比較したところ、議員等についてはほぼ同水準もしくはやや上の水準、市長及び副市長についてはほぼ同水準もしくはやや下の水準、教育長についてはほぼ同水準であったため、据え置きとの意見もあったものの、昨今の物価高騰や民間の賃金上昇等の社会情勢を考慮すると、引上げもやむを得ないとの結論に至り、改定すべきであるという認識で一致した。

### 3 改定額について

議員等の改定額は、議長で436,000円（改定率0.93%）、副議長で385,000円（改定率0.79%）、常任委員会委員長で368,000

0円（改定率0.82%）、議員で356,000円（改定率0.85%）であり、社会情勢の状況を考慮し、それぞれ現行の額に、前回改定した平成29年から令和6年までの過去8年間の実質賃金の増減率（合計1.3%）を乗じて得た金額（千円未満切捨て）を上限とし、そこから同規模団体等の状況や当市の人口・予算規模等を考慮した金額をそれぞれ加算した額を改定額としたものである。

また、市長等の改定額は、市長で844,000円（改定率0.60%）、副市長で731,000円（改定率0.55%）、教育長で699,000円（改定率0.43%）であり、改定額については、社会情勢や同規模団体等の状況を考慮し、市長の給料を近隣市と同水準まで引き上げるものとし、副市長、教育長については、その勤務形態が一般職の職員と類似するものであることから、給与決定の原則である「職務給の原則」を適用し、市長との職責を考慮した額を改定額としたものである。

#### 4 改定の実施時期について

改定の実施時期については、令和8年4月1日が適当である。

#### 5 その他

幸手市特別職報酬等審議会の開催については、定期的（3年毎）に開催することで、県内の同規模団体の状況、物価高騰や賃金上昇などの社会情勢等を適切に反映させることが望まれる。

以 上